

下水道区域変更と 浄化槽設置への転換

珠洲都市計画下水道事業の変更に伴い、浄化槽の設置が必要となります

令和 6 年能登半島地震および奥能登豪雨の影響により、珠洲市の公共下水道事業計画を変更しました。珠洲処理区の一部、宝立処理区、若山処理区が下水道事業計画の対象区域から外れ、今後は効率的・経済的な個別浄化槽設置への転換を進めます。

・震災前の時点で対象区域に住民票がある世帯に対して申請書を送付します。

・対象の区域で生活、または事業を行っている方は申請書を提出してください。

宝立地区については…

◇仮設の浄化槽を設置しており、水道も使用されている方

市で浄化槽の工事についての調査業務を発注し、工事を進めます。

◇新築やリフォームでこれから浄化槽を設置し、水道を使用される方

申請受付後、こちらで調査を行います。現地での立会いをお願いします。

◇既に浄化槽を使用されている方

地震や、豪雨などで浄化槽に被災がなければ、そのままご使用いただけます。

申請書の提出は必要ありません。

◇その他の方

下記の問い合わせ先まで、ご連絡ください。

※現在、市に対して設置希望を伝えてある方も、添付書類（図面、土地登記謄本）の提出が必要なため、申請書を提出してください。